

（午後2時10分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほど設置されました令和3年度予算審査特別委員会委員長に13番 田中さん、副委員長に2番 垣内さんがそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

それでは、日程に従い議案審議を行います。

日程第49 議案第46号 市道路線の認定について

○議長（土井裕美子君）日程第49 議案第46号 市道路線の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第46号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第50 議案第47号 市道路線の廃止について

○議長（土井裕美子君）日程第50 議案第47号 市道路線の廃止について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第47号に

ついては、経済建設委員会に付託いたします。

日程第51 議案第48号 町の区域の変更について

○議長（土井裕美子君）日程第51 議案第48号 町の区域の変更について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第48号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号 町の区域の変更について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第52 議案第49号 土地の処分について

○議長（土井裕美子君）日程第52 議案第49号 土地の処分について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第49号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号 土地の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第53 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（土井裕美子君）日程第53 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第50号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第54 選第1号 橋本市公平委員会委員の選任について

○議長（土井裕美子君）日程第54 選第1号 橋本市公平委員会委員の選任について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第1号 橋本市公平委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第55 選第2号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（土井裕美子君）日程第55 選第2号

橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第2号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第56 選第3号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（土井裕美子君）日程第56 選第3号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第3号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第57 選第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（土井裕美子君）日程第57 選第4号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第4号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第58 選第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（土井裕美子君）日程第58 選第5号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第5号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第59 選第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（土井裕美子君）日程第59 選第6号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第6号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第60 議案第51号 令和2年度橋本市一般会計補正予算（第16号）について から、日程第62 議案第53号 財産の貸付けについて までの3件

○議長（土井裕美子君）日程第60 議案第51号 令和2年度橋本市一般会計補正予算（第16号）について から、日程第62 議案第53号 財産の貸付けについて までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）本日、追加提案させていただきました議案についてご説明申し上げます。

まず議案第51号は、令和2年度橋本市一般会計補正予算（第16号）でございます。

国の補助事業が採択となった小・中学校長寿命化事業など、一般会計の総額としては1億9,831万4,000円を増額補正するものでございます。

歳入の主なものとしては、地方譲与税や各種交付金の減額のほか、新型コロナウイルス感染症対策のための国庫補助事業に係る一般財源を補填するための地方創生臨時交付金として8,673万7,000円を計上いたしました。また市債で、地方交付税の不足見込み分の補填として借り入れることができる減収補填債9,757万円を計上するとともに、教育債では、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債など1億2,090万円を計上してございます。

次に、歳出の主なものは、地方創生臨時交付金事業の執行状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策予算として電子入札導入に係る経費など、当初予算から一部事業を前倒し計上するほか、新たな事業として地域公共交通事業者支援給付金など、総額2,856万5,000円を計上してございます。

また、国の三次補正予算において補助採択された予算として、西部小学校長寿命化改良工事などを当初予算から前倒し計上するほか、新たな事業として橋本中央中学校屋外教育環境改良工事など、総額1億6,686万9,000円を計上してございます。

議案第52号 令和2年度橋本市病院事業会計補正予算（第8号）は、収益的収入で一般会計からの繰入金として672万4,000円、収益的支出で、新型コロナウイルス感染症対策従事者への手当として、職員手当で384万4,000円を予算計上してございます。

議案第53号は、財産の貸付けについてでございます。

これは旧信太小学校校舎を株式会社ティーシーエイに有償貸付けをするにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案3件についてご説明申し上げます。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土井裕美子君）市長の説明が終わりました。

これより、議案第51号について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）10ページの地域公共交通事業者支援給付金、新たな事業ということで説明がありましたけれども、もう少し詳しく地域公共交通のうちどういうところに給

付されるのかということも含めて、ご説明をお願いします。

○議長（土井裕美子君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）10ページの給付金でございますが、こちらは市内で事業を担っていただいておりますバス事業者及びタクシー事業者に対する給付金というのを設けさせていただきました。コロナの影響を受けまして、やはり乗車していただくお客さんというのは減っておるといところで、和歌山運輸支局との懇談の中でも交通事業者への支援というのが話には出てきておりました。その中でこの交付金を使いまして、交通事業者への支援というのを設けさせていただいたところでございます。

内訳は、金額としたらこちらの975万円なんですけども、金額の設定としましては、バス事業者におきましては1路線当たり100万円、タクシー事業者におきましてはタクシー車両1台当たり5万円ということで、こちらの金額については、7路線分と55台のタクシー車両で見積もった額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

16番 樽井さん。

○16番（樽井豪男君）10ページの12の委託料電子入札、これについて、いつから電子入札の運びになるのか教えていただきたいです。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）この電子入札につきましては、来年度、令和3年度に運用の準備をしまして、令和4年の6月、例年、入札制度の変更につきましては5月に説明会等を開いて、6月からの変更になりますので、令和4年6月からの運用を予定しております。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第51号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号 令和2年度橋本市一般会計補正予算（第16号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第52号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号 令和2年度橋本市病院事業会計補正予算（第8号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 岡本さん。

○1番（岡本安弘君）三点ほどお伺いいたします。

教育部長のほうから廃校プロジェクトに登録をして、令和2年度の末に一応一定の方向を示すということでお話は聞いておったんですけれども、コロナの影響で実際遅れたりとか、手を挙げるところがあるのかなと心配していたんですけど、こういう形で株式会社ティーシーエイが高評価を得て、今回交渉権ということで貸付けをするということになったことに対しては大変うれしく思っております。

それで三点ほどお伺いしたいんですけども、ここにも書いてございます優先交渉権者による地元説明会を開催したということなんですけれども、この説明会において地元からどういった意見があったのかというのが一点と、二点目は、最も高い評価点73.7点ということで高評価を得ておるわけなんですけど、どういった部分が高い評価を得られたのかというのが二点と、それと、コワーキングスペース及びアクティビティ施設を運営することなんですけど、小学校の敷地もそうですし、建物も含めて、どういった部分までを貸

付けの範囲とされているのか、この三点をお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）ただ今のおただしにお答えします。

まず地元説明会なんですけども、昨年12月13日にプレゼンテーションを行いまして、今年2月1日に基本協定を優先交渉権者と締結をさせていただきます。その後、2月7日に信太地区の皆さんを対象として説明会を開催いたしました。参加者の方は38名ございました。優先交渉権者から今回プレゼンテーションしていただいた内容、主に学校のグラウンドについてはキャンプ場、それから教室等の屋内におきましてはコワーキング、またアクティビティ施設等ということでの説明を頂きました。

その上で地元のほうから出た意見なんですけども、やはり地域資源を有効に活用していただきたいということの中で、できるだけそういうキャンプ場等の中では、当然食事等に参加者、来られた方が作りますので、そういうときの食材として地元の農産物であったりとか、また地元の行事もありますので、そういう行事に対してのご協力というようなご意見がございました。

また、今回はご提案につきましては5年ということでの提案を頂いてございます。ただ、地元としましたら、できるだけ長く活用していただきたいと、そういうふうな要望もございました。

それから、環境への配慮ということで、やはりキャンプ場、朝から夜もある一定の時間帯まで食事等、屋外で取られることになりまますので、やはり大声を出したりとか、そういうところのご心配であったり、またやっぱりごみですね。当然、学校校舎内という敷地内だけでとどまるのではなしに、やはりここ

にキャンプに来られた方が地域資源を活用した信太辺り一帯をハイキング等々をされますので、やっぱりごみの問題というのも気をつけてもらいたいと、そういう意見がございました。

それから、一つ雇用という面では地元雇用も考えてほしいと。

また、学校内のスペースにおきましては地域交流ということで、やっぱり住民の皆さんが使えるスペースというのは確保していただきたいと。

そういうご意見を頂く中で、事業者のほうから概ねそれらのことについては丁寧に回答していただきまして、説明会におきましては本当に優先事業者と、それから地元の皆さんについては概ね合意というか、ある一定のそういうお話し合いになったのかなというふうに思っております。

それから、評価についてです。今回、3者がプレゼンテーションに参加されたんですけども、大きく二つに評価の着眼点を持ちました。一つは事業内容、提案内容ですね。それからもう一つが、事業実施者としての適正か否かというところを重きを置いて評価してございます。今回の株式会社ティーシーエイにつきましては、事業内容については極めて評価が高くございました。3者の中で一番高い評価でございます。特に今回のキャンプ場、またアクティビティー、コワーキングという提案につきましては、市の長期総合計画の中で信太地域一帯を観光拠点エリアという位置づけをしてございます。そういう意味では、市の政策との整合性というのは非常に高く評価できるのかなということが一点。

それから、地域の特性を生かした提案がなされた。やはり農産物等を主体とした中間山地域でございます。そういうところの中で、それらの地元の皆さんのいろんな特産物等、

作られたものを活用して事業が展開されるという点。それから、地域の活性化というところでは、地元交流も含めた形で柔軟な提案もしていただいております。そういうところで高い評価を受けたというふうに考えております。

それから貸付けの範囲なんですけども、これはグラウンド、それから校舎についての範囲となります。体育館につきましては、災害時の拠点避難所に指定されておりますので、ここについては除外をしております。

以上です。

○議長(土井裕美子君) 1番 岡本さん。

○1番(岡本安弘君)ありがとうございます。高評価ということでありまして、このティーシーエイも人材派遣とか観光とかの会社でございまして、全国展開もされているので、その辺信用の置ける会社なのかなと思います。

もう一点、プールとかの使用についてはどうお考えですか。

○議長(土井裕美子君) 教育部長。

○教育部長(阪口浩章君) 資源としてはあるということはお伝えをしてあるんですけども、今回そこについて具体的にどのような活用をするというようなお話はまだありませんので、その点については事業展開次第で、今回の事業者のほうから何か提案があるのかなというふうに思っています。

○議長(土井裕美子君) ほかにありませんか。

6番 辻本さん。

○6番(辻本 勉君) 今の説明でいろいろと具体的に分かったんですが、少し詳しく聞きたいのは、このティーシーエイの本来の会社概要といたしますか、ここには書いてないのもっと詳しく事業内容を、旧信太小学校で行う事業内容は書いていただいておりますけども、本来の株式会社ティーシーエイの会社概要といたしますか、事業内容をもう少し具体

的に詳しく教えていただきたいんですけど。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）株式会社ティーシーエイにつきましては、本来、観光産業をサポートする人材派遣会社というところで事業を展開されてきてございました。まさしく外国からの観光客に対する観光産業に対して、派遣業務を主にされておったところがございます。令和2年度、コロナ禍の中で、ほぼこの事業者については大変厳しい経営状況を強いられたというふうに聞いております。

その中で今回は、国内の今の環境を鑑み、国内のファミリー層向けに事業を新たに展開していくということの中で、コロナ禍における新しい旅のスタイルを提供すると、その位置づけで応募をされてございます。

この会社の親会社がございまして、これにつきましては株式会社ヒト・コミュニケーションズという東証一部上場の会社でございます。営業支援等を主にいろんな業界に対してされている会社でございます。そこが親会社となりまして、そのグループの傘下に入っておられる会社となりますので、経営状況、単体でいけば令和2年は厳しいような状況でありましたが、しっかりとした親会社がございまして、会社全体でサポートしながら今回の提案を、事業を推進していくというふうに聞いてございます。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そしたら、私は地域の方からいろいろご意見を聞いているので、これからの方向性というか、そんなイメージなんですけどね。一つは、これ、もともと当初検討委員会が始まって、そこでどういうふうな有効活用をするかということで、いろいろ皆さん意見を出されていたみたいなんです、検討委員会。当初は地元のコミュニティセ

ンターあるいは高齢者の居場所、憩いの場所とかボランティアセンターとか、いろんな案というか、そういった方向性というか、そういった活用の仕方を考えておられたみたいなんです、スタートはね。それからいろいろ検討委員会ですら、ここの事業者ということになってきているんですけども。

私、お聞きしたいんですけど、少子高齢化がこれから中山間地はどんどん進んでいきますし、そういう意味で、少子高齢化の中で地域の活性化について、この位置づけというんですか、今回キャンプ場という形で事業者が来はるんですけども、少子高齢化の進む地域の活性化を生かしていくためどうしていくか。

もう一つは、ここでは第2層協議体が進んできて、助け合い信太ということをやっているんですけども、それとの兼ね合いというか、それ等も含めた地域の兼ね合いで、どう地域の活性化を結びつけてやっていかれるのかなど。もともと私が最初言いましたように、コミュニティとか高齢者の居場所とか憩いの場所、そういったことを考えておられたことがスタートだったんで、この辺が気になるからということで心配されているご意見を聞いたんで、いかがかなと思って。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。信太小学校については令和元年3月末をもって廃校と。それ以前からどういう校舎活用していくかということは協議しておりました。地域の方々にもいろいろ考えていただいて、教育委員会としてもいろいろ考えて、合意点を出したのは、みんなの廃校プロジェクトという文部科学省の廃校プロジェクトにのせていくということで合意させていただきました。この点につきましてはやはり持続可能な廃校利用、もう一つは議員おただしのおり、地域の方々にも活用いただけるような廃校利用と

ということで、廃校プロジェクトの中にもそういう提案をさせていただいて、申入れが三点あったということです。地域の方々にお使いいただく部屋は確保するというので、地域の方々が入られて様々な活動をするということについて、このティーシーエイも一緒になって支援していくというお話も頂いておりますので、いろんな意見は確かにございます。しかしながら、地域の方々にもがご活用いただき、なおかついろんな方にもご活用いただき、地域と一緒にティーシーエイのいわゆるこの提案が現実のものになるように、私どもも支援していきたいと思っておりますし、また地域の方々にもお力添えを頂いて、一緒になって盛り上げていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解いただけたらと思っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）分かりました。そういう形で進めていただいて、あと今後の運営の仕方なんですけど、教育委員会が橋渡しというか、そういう形の間に入っていただいて、運営上、いろいろ問題が起こったときも、教育委員会も入っていただいて、進め方についていろいろ課題が出てきたら応えていただきたい。地域の方に説明をしながら進めていけるようにすれば、おっしゃるような内容を進めていけると思うんで、その辺ぜひお願いしたいということで思っているんです。

○議長（土井裕美子君）答弁はよろしいですか。

○10番（高本勝次君）ありましたら。

○議長（土井裕美子君）教育部長、簡潔によろしく願います。

○教育部長（阪口浩章君）今後の運営ということに関しては、本当に行政として教育委員会だけではなく、中山間地域での地元の活性化ということもございますので、経済推進部等とも連携をしまして、そして地元、

それから事業者、3者である一定協議をすることもあるかと思っておりますので、そういうのは定期的に行う中で一応事業を進めていただけるよう考えております。

○議長（土井裕美子君）議長より申し上げます。質疑の途中ではございますが、ここで一旦、議案審議を中断させていただきます。

この際、議長より申し上げます。

3月11日、それは私たち誰もが忘れ得ない日として心に刻む日であります。東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生して、今年でちょうど10年となりました。この後、震災発生時刻である2時46分から約1分間の黙禱をささげ、この震災により亡くなられた方々に対しまして哀悼の意を表するとともに、ご冥福を心からお祈りしたいと存じます。

傍聴にお越しの皆さま方にもご協力を頂ければ幸いに存じます。

それではあと少しですが、ご起立願います。時刻に合わせたタイミングで黙禱をお願いいたします。いましばらくお待ちください。

45分になりましたので、皆さま、ご起立願います。時刻となりました。黙禱。

（黙禱）

○議長（土井裕美子君）ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、議案審議を再開させていただきます。

ほかに質疑する方ありませんか。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）いろいろ勉強させていただきました。あと、さらに聞くんですけども、スペースのすみ分けのことなんですけども、体育館は避難にというご理解を頂いとる、空き教室もご理解を頂いとる、プールもというそこまでは分かったんですけども、前に西部中学校のときも同じ質問をしたんで聞いて

おきます。入り口の関係かな。前の西部中学校のときは、グラウンドもあれも使わない。今回はグラウンドをキャンプの関係で使うということなんですけども、西部中学校のときはたしか入り口を別に確保してちゃんとすみ分けをすると言うて、今現在進行形でできてないという事実。それは置いて、今回はちゃんとそういうすみ分けが、入り口は多分大丈夫だろうと思うんですけども、その辺の整理がちゃんとできとるんか。会社の備品とか、絶対これから出てくると思うんで、そういうすみ分けができとるんかということが一点と、もう一個は、思いの詰まったたくさんの卒業生が出られた学校、いろんな人が巣立ってこられた方なんで、私ら学文路中学校のときもそうやったんですけど、卒業生の記念碑であったりとか、学校らしい壁についている大切なもの、こういったものは後どこへ行くのか。その他備品とかもどこへ行くのか。この辺だけ教えてください。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）まず出入口につきましては、基本的に今回の事業者がお使いになると。体育館については今回は除外をさせていただきますので、その辺についてはすみ分けができておるかというふうに考えております。ただし、非常時は別ということでの了解は事業者には得てございます。

それから、卒業生等の本当に子どもたちがつくった作品等々、例えば図書の本であったりとか、使えるものは使いたいというふうな事業者からの提案も来ております。そのすみ分けはこれからになってございますので、その辺はきっちりと事業者とお話をして、残しておいて大事に使っていただくものは使っていただく。そして、移させていただくものについては、こちらのほうできちっと移していくというようなすみ分けは、今後、細かい

作業になりますけどもやっていきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）一応答弁もれで2回目させていただきます。記念碑とかはどこへ。記念碑は使えないと思う。使えるもの使えないものすみ分けの答弁になってないと思うんで、そういう大事な記念碑は、例えば学文路中学校やたらどこどこへ保管してあるとか、残念ながら壁に固定式のもの壁の一部になる。それは分かるんですけど、移動できるもの、保管できるもの、こういうものはどうするんですかということを知りたいんです。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。まず、壁にかけてある記念作品とかがあると思うんですけども、これについては基本的には学校の形態を残して営業していきたいというお話です。学校のよさを生かすというコンセプトもお持ちの企業ですので、黒板であるとか、掲示物であるとかいうのは学校らしさをそのまま生かしていきたいということです。ただ、不必要なものについては教育委員会と今後協議して、使えるものはほかのところで使っていく。例えば長机であるとか、いろんな職員室内の賞状であるとか校旗であるとかがあると思うんですけども、これらについては職員室内にそのまま置いておくという形になります。校旗についても生かしていただきたいと私たちは思っています。そういう形で、基本的に学校があったときを維持しつつ、維持しながら経営をしていただくという形になります。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）解釈が間違っていたら悪いんですけど、記念碑も全部学校の備品としてそのまま業者に行くということで、その他卒業生らは理解しとる、地元は理解しとる

という解釈でよろしいですか。

○議長（土井裕美子君）今ので2回目の質問ということで。答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）卒業生等の記念碑等につきましては、これはまだ調整をしておるところです。置き場所も含めて。ただ、先ほど教育長が申しあげましたように、校旗等は学校のほうに置きまして、保管をしていくということになってございます。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）契約内容についてお伺いいたします。

以前西部中学校のときは、こちらからもし何かがあった場合に契約を解除できるという条項がなかったということで、いつの間にか家賃が分割払いになってたりとかもあったかと思えます。今回の契約はそういった部分も含めてきちんとできているのかというのが一点と、前回の西部中学校のときも、最初は連帯保証人とかも設定してなかった。指摘してやってくれるようになったかと思うんですけども、今回はその辺りも生かされておりますでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）後ほど答弁させていただきます。しばらくお待ちください。

○議長（土井裕美子君）しばらくお待ちください。暫時休憩いたします。

（午後2時54分 休憩）

（午後2時54分 再開）

○議長（土井裕美子君）それでは、再開いたします。

ただ今の質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）失礼いたしました。

まず、契約の解除の条項は設けてございませぬ。これに対しては、契約に定める内容に違反した場合、また物件の管理が良好でない場合ということで、解除をできるとしてございませぬ。

それから連帯保証人については、今回は設けてございませぬ。

以上です。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）その理由はなぜですか。絶対、相手さんは滞納も何もないしということなんですか。本来は連帯保証人も設けるべきではないでしょうか。その設けなかった理由はいかがですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）本契約には契約の解除ということで、提案内容、契約条項等に反した場合には解除していくということを持っております。ですので、当然、家賃等の遅延等も含めてそういうことのないようにということになっておりますので、特に連帯保証人については設けてございませぬ。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

8番 杉本さん。

○8番（杉本俊彦君）この契約、むちゃくちゃや緩い契約で、まちづくりをするにはこんなええ契約をやってくれてよかったなとものすごく感心しています。まちづくりをやっていたら契約がものすごく前に行くんですけども、この契約は地元で反対があれば解除できるような形になっているというのがすごいことで、我々よりも地元の人が駄目だって判断した時点で、ここの会社はやめざるを得んというような契約ですわ。これを受けてくれて、こんな形で借りてくれた中で、ものすごい私、ええところを見つけたなど。何で教育委員会ですか、ようこんなところからどないして引っ張ってきたんかなと思うぐらいに私、びっく

りしておる契約になっています。

それと、グラウンドを使うのにキャンプ場だけということをやっていますけども、これ、例えばグラウンドで畑をして耕されたらどうするのかなとか。自由なのは自由でええんですけども、この辺はおおらかに地元の人許してくれるのかなとかって心配になったので、契約があってもなかつても地元が許したらええんやけど、そやけど、これはどうかなというふうなんあるんで話で出たのかなと。そこまでの自由さは見ているのかなとか思うんですけども、いかがですか。

○議長（土井裕美子君） 教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） 今回の提案事業者から提案といいますのは、まずキャンプ場ということで。それが軌道に乗ってくれば、グランピング施設も配備をしていきたいというふうにお考えを頂いてございます。まずはそういうことで進めていただけると。それに対して地元のほうも歓迎のムードであるというふうには認識しておりますので、そういうところではまず、事業者がこれからこの持っているネットワークを通じて、多分誘客を図ってくるかと思っておりますので、そこのところには期待をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（土井裕美子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君） ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第53号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第53号 財産の貸付けについて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（土井裕美子君） 以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明3月12日から24日までの13日間は委員会審査等のため休会とし、3月25日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君） ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後3時00分 散会）